

放送法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（放送の区分）</p> <p>第一条の二 法第二条の二第二項第二号の総務省令で定める放送の区分は、別表第一号のとおりとする。</p> <p>（準用規定）</p> <p>第二条の九 第十七条の十一から第十七条の十三までの規定は委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務の認定の申請及び当該認定以外の委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務に関する申請に、第十七条の十四及び第十七条の十五の規定は委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務の認定に、第十七条の十六前段、第十七条の十九、第十七条の二十二から第十七条の二十五まで及び第十七条の二十六第一項の規定は委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務の認定を受けた協会に、第十七条の二十七の規定は委託国内放送業務の認定を受けた協会に準用する。この場合において、第十七条の十一から第十七条の十四第二項まで、第十七条の十五第二項及び第三項、第十七条の二十四第二項第一号及び第二号並びに第十七条の二十五第一号及び第二号の規定中「委託放送業務」とあるのは「委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務」と、第十七条の十四第一項及び第二項中「法第五十二条の十四第一項」とあるのは「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十四第一項」と、第十七条の十五第一項中「法第五十二条の十四第二項」とあるのは「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十四第二項」と、第十七条の十六前段中「法第五十二条の十五又は法第五十二条の二十」とあるのは「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十五第一項」と、第十七条の十九第一項中「法第五十二</p>	<p>（放送の区分）</p> <p>第一条の二 法第二条の二第二項第二号の総務省令で定める放送の区分は、別表第一号のとおりとする。</p> <p>（準用規定）</p> <p>第二条の九 第十七条の十一から第十七条の十三までの規定は委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務の認定の申請及び当該認定以外の委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務に関する申請に、第十七条の十四及び第十七条の十五の規定は委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務の認定に、第十七条の十六前段、第十七条の十九、第十七条の二十二から第十七条の二十五まで及び第十七条の二十六第一項の規定は委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務の認定を受けた協会に、第十七条の二十七の規定は委託国内放送業務の認定を受けた協会に準用する。この場合において、第十七条の十一から第十七条の十四第二項まで、第十七条の十五第二項及び第三項、第十七条の二十四第二項第一号及び第二号並びに第十七条の二十五第一号及び第二号の規定中「委託放送業務」とあるのは「委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務」と、第十七条の十四第一項及び第二項中「法第五十二条の十四第一項」とあるのは「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十四第一項」と、第十七条の十五第一項中「法第五十二条の十四第二項」とあるのは「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十四第二項」と、第十七条の十六前段中「法第五十二条の十五又は法第五十二</p>

条の十七第一項」とあるのは「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十七第一項」と、第十七条の十九第一項及び第十七条の二十三第一項中「事業計画書及び事業収支見積書」とあるのは「事業計画書」と、第十七条の十九第二項中「別表第十三号」とあるのは「別表第三号」と、第十七条の十九第三項中「法第五十二条の十七第二項第三号」とあるのは「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十七第二項第三号」と、第十七条の十九第三項第一号及び第十七条の二十四第二項第五号中「受託内外放送」とあるのは「受託協会国際放送」と、第十七条の二十二第一項中「法第五十二条の十九」とあるのは「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十九」と、第十七条の二十六第一項中「法第五十二条の十三第三項」とあるのは「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十三第三項」と読み替えるものとする。

(委託放送事項等の変更)

第十七条の十九 (略)

3 法第五十二条の十七第二項第三号の総務省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 四 (略)

別表第一号(第一条の二関係)

一 五 (略)

六 受託国内放送(移動受信地上放送。デジタル放送を行うものに限る。)

一般放送事業者が委託により行わせる放送

マルチメディア放送

七 国際放送

協会の放送

八 中継国際放送

条の十七第一項」とあるのは「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十七第一項」と、第十七条の十九第一項及び第十七条の二十三第一項中「事業計画書及び事業収支見積書」とあるのは「事業計画書」と、第十七条の十九第二項中「別表第十三号」とあるのは「別表第三号」と、第十七条の十九第三項中「法第五十二条の十七第二項」とあるのは「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十七第二項」と、第十七条の十九第三項第一号及び第十七条の二十四第二項第五号中「受託内外放送」とあるのは「受託協会国際放送」と、第十七条の二十二第一項中「法第五十二条の十九」とあるのは「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十九」と、第十七条の二十六第一項中「法第五十二条の十三第三項」とあるのは「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十三第三項」と読み替えるものとする。

(委託放送事項等の変更)

第十七条の十九 (略)

3 法第五十二条の十七第二項の総務省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 四 (略)

別表第一号(第一条の二関係)

一 五 (略)

六 国際放送

一般放送事業者が委託により行わせる放送

マルチメディア放送

七 国際放送

協会の放送

八 中継国際放送

協会の放送

(注)

一〇十八

十九 この表において、「マルチメディア放送」とは、電波法施行

規則第二条第一項第二十八号の四の二に規定するマルチメディア
放送をいう。

協会の放送

(注)

一〇十八